

重要
な
お知らせ

佐賀市ひとり親家庭等 医療費助成の制度が変わります。



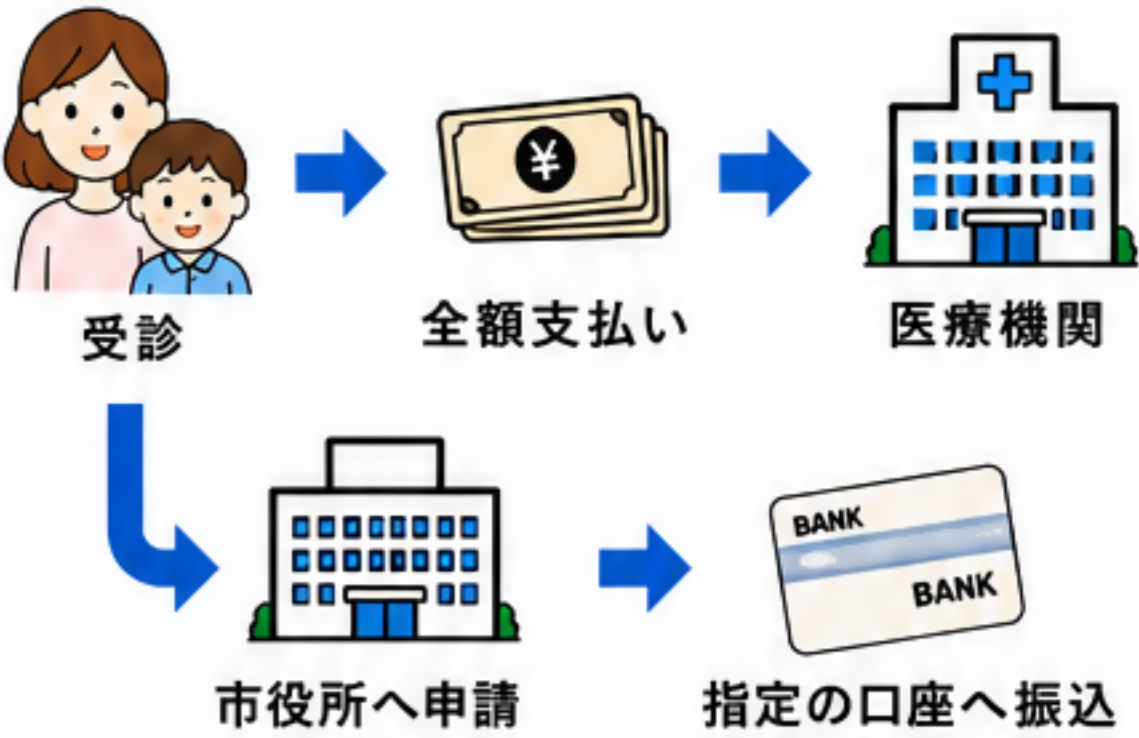
ひとり親家庭等のみなさまへ

令和8年11月受診分から

市役所への助成申請が原則不要となります。

これまでとこれからの違い

これまで（償還払い）



申請の手間・立替負担がありました

これから（現物給付）



- ✓ 助成申請は原則不要！
- ✓ 病院や薬局の窓口で完結！

※子どもの医療費助成と同じ方法

自己負担額はこうなります

1月あたり	
通院	1医療機関につき 1回上限 500円 ※2回目以降は0円
調剤	0円
入院	1医療機関につき 500円

※ 保険診療分に限りません。

使い方はとても簡単！

「受給資格証」と「保険情報」を
医療機関の窓口で提示するだけ！

受給資格証

保険情報

窓口で自己負担額のみお支払いください。

次の場合は、申請が必要です

- 県外の医療機関等を利用したとき
- 医療機関を受診する際に資格証を提示しなかったとき（現物給付方式の開始前の受診分を含む）
- 治療用装具等を作ったときや整骨院等を受診したとき

支払いの翌月から1年以内に市役所へ申請してください。

※助成申請書は受診日により様式が異なります。
（令和8年10月31日以前（青色）／11月1日以降（緑色）で区分。

既に受給資格をお持ちの方へ

- 現物給付方式の開始に伴い、受給者番号及び受給資格証が変わります。
- 旧資格証（黄色）は医療機関窓口では使用できません。
- 新しい受給資格証を現物給付方式の開始までに
お手元に届くよう郵送します（10月下旬発送予定）。

受給資格をお持ちでない方へ

資格認定に係る申請が必要です。所得制限等の要件がありますので、
申請を希望される方は、事前に窓口へご相談ください。

！ 後期高齢者医療保険に加入されている方は、現物給付方式をご利用いただけません。

問い合わせ

佐賀市役所 こども家庭課 子育て給付係
（本庁1階 54～57番窓口）ひとり親家庭等医療費助成担当

☎ 0952-40-7252

対応時間：平日
8:30～17:00

制度の詳細は
こちらから
ご覧いただけます

